

# 猪苗代町雇用就農支援事業

就農者を雇用する農業者に雇用に係る経費の一部を支援します。

## 補助額

雇用就農者1人につき、5万円に補助対象期間の月数を乗じて得た額（24ヶ月以内）

## 対象者

町内にお住まいの方、または町内に主たる事務所がある法人で、以下すべてに当てはまる方が対象です。

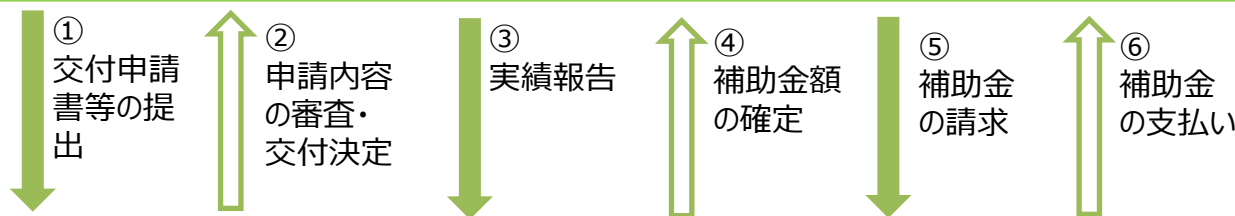
- 農業を主な仕事とする方
- 地域計画の目標地図に位置付けられている方（予定含む）
- 5年以上の経験のある指導者を確保している方
- 町税の滞納者でない方
- 雇用就農資金等実施要項の要件を満たすものを雇用する方（「助成後もその法人で働くか1年以内に自ら農業経営を開始する」「50歳未満」「採用されてから4か月以上12か月未満」「雇用者の3親等以内でない」「類似した支援事業を過去に受けていない」など）

## 提出書類

- 交付申請書（様式第1号） ※町HPからダウンロードできます。
- 事業計画書（様式第2号） ※町HPからダウンロードできます。
- 確認書 ※町HPからダウンロードできます。
- 雇用事実を確認できる書類（契約書や雇用通知書など）
- 町税滞納有無確認同意書 ※町HPからダウンロードできます。
- その他必要に応じて追加で資料の提出をお願いする場合があります。

## 事業の主な流れ

### 農業者



### 町

## 【問い合わせ先】

猪苗代町農林課農業振興係

0242-62-2116（直通）

猪苗代町